

一 関市農業振興計画

一 関市

目 次

第1 農業振興計画とは

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 農業の情勢

- 1 農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 農家及び農業労働力の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 担い手の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 土地の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 農業振興地域の土地利用の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 経営耕地面積の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 農業生産基盤の整備と農地利用集積の状況・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 農業生産の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 農作物の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 畜産物の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 林業の情勢

- 1 森林資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 森林面積及び蓄積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 森林の所有者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 森林整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 間伐・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 松くい虫被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 林業生産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 素材生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 特用林産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 農林水産業の課題

1 東日本大震災からの復旧復興	
(1) 放射性物質による汚染問題への対策	10
2 農林水産業	10
(1) 魅力ある農林業と担い手づくり	10
(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成	10
(3) 農業の有する多面的機能の発揮	10
(4) 農村コミュニティの活性化	11
(5) 農林水産物の生産、販売支援	11
(6) 森林の適正管理と利活用	11
(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用	12
(8) 森林と市民との関わりの創出	12
(9) 体験型観光の振興	12
(10) 骨寺村荘園遺跡の活用	12

第5 農林水産業の基本目標

1 東日本大震災からの復旧復興	13
(1) 放射性物質による汚染問題への対策	13
2 農林水産業	13
(1) 魅力ある農林業と担い手づくり	13
(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成	13
(3) 農業の有する多面的機能の発揮	13
(4) 農村コミュニティの活性化	13
(5) 農林水産物の生産、販売支援	13
(6) 森林の適正管理と利活用	14
(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用	14
(8) 森林と市民との関わりの創出	14
(9) 体験型観光の振興	14
(10) 骨寺村荘園遺跡の活用	14

第6 具体的な取り組み

1 東日本大震災からの復旧復興	15
放射性物質による汚染問題への対策に向けた目標	16
放射性物質による汚染問題への対策に向けた具体的な取り組み	16

2	農林水産業	17
(1)	魅力ある農林業と担い手づくり	17
	魅力ある農林業と担い手づくりに向けた目標	18
	魅力ある農林業と担い手づくりに向けた具体的な取り組み	18
(2)	農業生産基盤の整備と担い手育成	20
	農業生産基盤の整備と担い手育成に向けた目標	21
	農業生産基盤の整備と担い手育成に向けた具体的な取り組み	21
(3)	農業の有する多面的機能の発揮	22
	農業の有する多面的機能の発揮に向けた目標	23
	農業の有する多面的機能の発揮に向けた具体的な取り組み	23
(4)	農村コミュニティの活性化	23
	農村コミュニティの活性化に向けた目標	24
	農村コミュニティの活性化に向けた具体的な取り組み	24
(5)	農林水産物の生産、販売支援	26
	農林水産物の生産、販売支援に向けた目標	28
	農林水産物の生産、販売支援に向けた具体的な取り組み	29
(6)	森林の適正管理と利活用	33
	森林の適正管理と利活用に向けた目標	34
	森林の適正管理と利活用に向けた具体的な取り組み	34
(7)	地域木材の資源エネルギーとしての活用	34
	地域木材の資源エネルギーとしての活用に向けた目標	34
	地域木材の資源エネルギーとしての活用に向けた具体的な取り組み	35
(8)	森林と市民との関わりの創出	35
	森林と市民との関わりの創出に向けた目標	35
	森林と市民との関わりの創出に向けた具体的な取り組み	36
(9)	体験型観光の振興	36
	体験型観光の振興に向けた目標	36
	体験型観光の振興に向けた具体的な取り組み	36
(10)	骨寺村荘園遺跡の活用	37
	骨寺村荘園遺跡の活用に向けた目標	37
	骨寺村荘園遺跡の活用に向けた具体的な取り組み	37

第 1 農業振興計画とは

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 17 年 9 月 20 日に、旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の 1 市 4 町 2 村が合併し新しい一関市として誕生しました。

また、平成 23 年 9 月 26 日には、新たに旧藤沢町がこれに加わりました。

一関市総合計画は、平成 27 年度に 10 年後の平成 37 年度を目標年度として基本構想が策定され「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」が将来像として掲げられました。

これを受け、基本計画の分野別計画において農林水産業等については「**地域資源をみがき生かせる魅力あるまち**」を基本目標とし、各種施策の展開方向、推進方策について定められたところです。

この将来像や基本目標の実現に向け、一関農業振興地域整備計画等との整合性を図り、新しい一関市としての一体感のもと、地域の特色を生かした農林水産業の振興を図る具体的な取り組みを示し、また、今後の施策の方向や目標を定める中、市民や農業関係機関、団体等の共通指針となる「**成果指標**」を設定し、成果を意識した事業の改善を継続的に展開する仕組みの構築や、各種事業の必要性を市民に示すことなどを目的に策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、平成 28 年度を初年度とし、目標年度は一関市総合計画前期基本計画に準じて平成 32 年度とします。

なお、定期的見直しは一関市総合計画前期基本計画に準じますが、社会経済情勢の変化を見極めながら、一関市総合計画実施計画のローリングとあわせて随時見直すものとします。

第2 農業の情勢

1 農業の現状

(1) 農家及び農業労働力の状況

総農家数は11,352戸で、平成17年と平成27年を比較すると2,584戸(△18.5%)減少しており、また、販売農家も3,044戸(△28.1%)と著しく減少しています。一方、自給的農家は増加していることから、農家数の減少は販売農家の減少が主な要因であることを示しています。専業農家は、130戸(8.1%)増加しており、専業志向の高まりを示しています。

農業従事者数は21,229人で、平成17年と平成27年を比較すると11,745人(△35.6%)減少しており、市全体の人口減少率10.39%と比較して農業離れが進んでいます。また、基幹的農業従事者数は1,499人(△14.2%)減少しており、依然として65歳以上の占める割合が高くなっています。

なお、基幹的農業従事者の平均年齢は69.6歳で、平成17年に比べ3.5歳上昇しています。

専業・兼業別農家数

各年2月1日現在(単位:戸、%)

区分	総農家数	販売農家	専業農家	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家
平成17年	13,936	10,842	1,603	1,243	7,976	3,114
平成22年	12,838	9,404	1,945	961	6,498	3,434
平成27年	11,352	7,795	1,733	801	5,261	3,557
H17とH27の比較	(△18.5) △2,584	(△28.1) △3,044	(8.1) 130	(△35.6) △442	(△34.0) △2,715	(14.2) 443

注) センサス農家の定義: 10a以上耕作している世帯で、過去1年間の農産物の販売額が15万円以上
注) 販売農家の定義: 30a以上の耕作、または農産物の販売額が50万円以上の農家

【資料: 農林業センサス】

農業従事者数・基幹的農業従事者数

(単位:人、%)

区分	農業従事者数					基幹的農業従事者数			
	計	15~29歳	30~59歳	60~64歳	65歳以上	計	60歳未満	60~64歳	65歳以上
平成17年	(100) 32,974	(9.9) 3,258	(45.9) 15,133	(8.2) 2,705	(36.0) 11,878	(100) 10,582	(23.6) 2,499	(13.9) 1,473	(62.5) 6,610
平成22年	(100) 27,929	(8.6) 2,392	(43.2) 12,075	(10.3) 2,883	(37.9) 10,579	(100) 10,272	(19.5) 2,000	(13.9) 1,427	(66.6) 6,845
平成27年	(100) 21,229	(6.1) 1,291	(38.3) 8,144	(14.3) 3,031	(41.3) 8,763	(100) 9,083	(13.3) 1,207	(14.7) 1,333	(72.0) 6,543
H17とH27の比較	(△35.6) △11,745	(△60.4) △1,967	(△46.2) △6,989	(12.1) 326	(△26.2) △3,115	(△14.2) △1,499	(△51.7) △1,292	(△9.5) △140	(△1.0) △67

注) 農業従事者数: 自営農業に従事した世帯(販売農家)員数(15歳以上)

注) 基幹的農業従事者: 自営農業に主として従事した世帯(販売農家)員のうち仕事が主の世帯員数

【資料: 農林業センサス】

国勢調査人口等基本集計

各調査年度10月1日現在(単位:人、%)

区分	人口
平成17年	135,722
平成22年	127,642
平成27年	121,625
H17とH27の比較	(△10.39) △14,097

(2) 担い手の状況

本市の認定農業者数は平成 27 年度末現在で 912 人、うち農業法人数は 65 組織となっています。また、集落営農組織等数は 28 組織となっています。

平成 20、21 年度は、水田経営所得安定対策により認定農業者数が伸びましたが、平成 21 年度の 1,088 人をピークとして、平成 22、23 年度には、更新を迎える認定農業者の高齢化等により減少傾向となり、平成 24 年度には急激に減少しています。

平成 22 年度～平成 27 年度における新規就農者数は 156 名であり、年平均で 26 名となっており、市で定めた育成・確保計画の年間確保目標数 30 名を概ね確保しています。

また、新規就農者の定着状況は、離農者が 2 名で定着率 99.9%となっています。

担い手育成・確保の状況

各年度末現在（単位：人）

区 分	認定農業者数	うち農業法人数		集落営農組織等数	新規就農者数 (各年度実績)
平成 22 年度	1,065	53		27	35
平成 23 年度	1,043	53		27	35
平成 24 年度	965	51		31	30
平成 25 年度	964	55		31	18
平成 26 年度	959	61		31	21
平成 27 年度	912	65		28	17

【資料：認定農業者実態調査並びに水田経営所得安定対策対象集落営農組織数】

2 土地の現状

(1) 農業振興地域の土地利用の動向

本市における農業振興地域の総面積は 90,261ha で、行政区域面積の 71.9%を占めています。そのうち農用地面積は、23,308ha で総面積に占める割合は 25.8%です。森林原野の割合は 56.9%で農用地面積の 2 倍となっています。

平成 17 年と平成 27 年を比較すると、農用地面積は減少しており、一関農業振興地域整備計画の見直しにより非農地等を除外したことから、全体として 1,251ha の減少となっています。

農業振興地域の土地利用の状況

(単位：ha、%)

区 分	総面積	農 用 地			農業用 施設 用地	森 林 原 野	混 牧 林 地	住宅地	工 場 用 地	その他
		農 地	採 草 牧草地	計						
平成 17 年	(100) 90,257	(27.2) 24,520	(0) 39	(27.2) 24,559	(0.1) 98	(55.6) 50,153	(0) 19	(2.6) 2,330	(0.2) 201	(14.3) 12,897
平成 22 年	(100) 90,257	(27.2) 24,510	(0) 39	(27.2) 24,549	(0.1) 99	(55.6) 50,156	(0) 19	(2.6) 2,330	(0.2) 201	(14.3) 12,903
平成 27 年	(100) 90,261 19,803	(25.8) 23,258 19,693	(0) 50 13	(25.8) 23,308 19,706	(0.1) 100 97	(56.9) 51,358 —	(0) 19 —	(2.8) 2,538 —	(0.3) 281 —	(14.1) 12,657 —
H17 と H27 の 比較	(0) 4	(△1.4) △1,262	(0) 11	(△1.4) △1,251	(0) 2	(1.3) 1,205	(0) 0	(0.2) 208	(0.1) 80	(△0.2) △240

注) 農用地面積に農振白地を含む。平成 27 年の **下段**は農用地区域のみの面積である。

【資料：一関農業振興地域整備計画書】

(2) 経営耕地面積の状況

経営耕地面積（販売農家）

各年2月1日現在（単位：ha、%）

区分	計	田	畑 (牧草専用地含む)	樹園地
平成17年	13,988(100)	10,383(74.2)	3,261(23.3)	344(2.5)
平成22年	12,964(100)	9,482(73.1)	3,234(24.9)	248(2.0)
平成27年	11,359(100)	8,431(74.2)	2,691(23.7)	235(2.1)
H17とH27の比較	△2,629(△18.8)	△1,952(△18.8)	△570(△17.5)	△109(△31.7)

【資料：農林業センサス】

経営耕地面積は11,359haで、平成17年と平成27年を比較すると2,629ha減少しています。

減少率からみると全体では18.8%、農地別では田が18.8%、畑が17.5%、樹園地が31.7%の割合でそれぞれ減少しており、樹園地の減少割合が最も高くなっています。

経営耕地規模別農家数を平成17年と平成27年を比較すると、0.3ha以上3.0ha未満の区分では農家数が2割以上減少していますが、1ha前後(0.5～1.5ha)の割合が49.6%と中心的な規模を示しています。また、0.3ha未満と5.0ha以上の区分ではそれぞれ増加しています。

このことは、経営規模の大きい農家への集積が進んでいることと並行し、経営規模の縮小により0.3ha未満の小規模農家が増加していると言えます。

経営耕地規模別農家数（販売農家）

各年2月1日現在（単位：戸、%）

区分	計	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0ha 以上
平成17年	(100) 10,822	(0.5) 54	(18.7) 2,029	(35.3) 3,823	(20.2) 2,182	(10.5) 1,135	(8.5) 924	(4.0) 436	(2.3) 239
平成22年	(100) 9,404	(0.9) 78	(18.2) 1,716	(34.8) 3,268	(19.2) 1,812	(10.6) 1,000	(8.3) 777	(5.0) 467	(3.0) 286
平成27年	(100) 7,795	(1.0) 76	(20.0) 1,561	(33.5) 2,615	(18.4) 1,437	(9.6) 752	(8.4) 656	(4.9) 384	(4.0) 314
H17とH27 の比較	(△28.0) △3,027	(40.7) 22	(△23.1) △468	(△31.6) △1,208	(△34.1) △745	(△33.7) △383	(△29.0) △268	(△11.9) △52	(31.4) 75

【資料：農林業センサス】

(3) 農業生産基盤の整備と農地利用集積の状況

整備対象水田面積は12,300haですが、水田区画30a程度以上の水田整備率は25年度調査値で、40.15%に止まっています。基盤整備については、農地利用集積及び農村維持に欠かせない事業であり、整備を推進する必要があります。

土地基盤整備の状況

各年度末現在（単位：ha）

区分	平成23年調査値 (平成25年公表値)	平成24年調査値 (平成26年公表値)	平成25年調査値 (平成27年公表値)
整備対象水田面積	12,400	12,300	12,300
30a程度以上区画整備済面積	4,832	4,927	4,938
水田整備率（単位：%）	38.97	40.06	40.15

【資料：岩手県水田整備率】

担い手への農地の利用集積面積は、平成 25 年度の 35.69%から平成 27 年度は 37.82%と伸びてきています。これは基本構想水準到達農業者への集積面積の増が要因として考えられます。

担い手への農地利用集積の状況 各年度末現在 (単位：人、組織、ha、%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
農地等面積※1 ①	24,049	23,828	23,732
担い手等への集積面積 ②	8,578	8,760	8,976
認定農業者 (集積面積)	964 (6,255)	959 (6,389)	912 (6,318)
認定新規就農者 (集積面積)	0	0	1 (3)
特定農業団体 (集落営農組織含む) (集積面積)	29 (1,076)	29 (1,130)	25 (1,017)
基本構想水準到達農業者※2 (集積面積)	15 (78)	35 (240)	127 (637)
今後育成すべき農業者 (集積面積)	561 (1,169)	544 (1,001)	544 (1,001)
担い手等農地集積率 (②/①)	35.69	36.76	37.82

※1 農地等面積：農地（田、畑、樹園地）と採草放牧地の合計面積

※2 基本構想水準到達農業者：年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる経営体。

【資料：担い手への農地利用集積面積等の状況調査】

3 農業生産の現状

(1) 農作物の状況

水稻については、作付面積が 7,000ha を割り減少傾向で、品種は「ひとめぼれ」「あきたこまち」が中心で、特別栽培米や有機栽培米の取り組みによる「安全・安心な米づくり」の推進や、天日乾燥米や天水田米等、地域の特色を生かした良食味米の生産が行われており、併せて、もち米や酒造好適米の生産も行なわれています。

小麦、大豆については、転作田を活用した団地化による栽培が行われていますが、作付面積が減少傾向にあり、また、収穫量や品質の面で伸び悩みが見られます。

農作物の作付面積と収穫量 (単位：ha、t)

品 目	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
水 稻	6,930	36,800	7,010	36,400	6,930	37,100
小 麦	122	199	132	185	138	262
大 豆	231	213	214	182	211	196

【資料：岩手県農林水産統計年報】

○ 主要農産物の生産販売状況

主要農産物の生産販売の状況としては、米を中心に販売金額は52億円強となっておりますが、米が全体販売額の6割程度を占めており、米価の下落により全体の販売金額合計に影響が出ています。

園芸部門では、岩手県内では温暖な地域に恵まれ、夏秋野菜（トマト、きゅうり、なす、ピーマン）を中心に産地の維持・拡大を図っていますが、高齢化などに伴う生産農家数の減少により、販売量の確保が懸念される状況にあります。

しかしながら、生産農家1戸あたりにおける作付規模の拡大や市場評価の向上などから、販売量、販売額ともに横ばい傾向を堅持しています。

農作物の生産販売状況

(単位：t、千本[花き]、千円)

主要品目	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	販売量	販売金額	販売量	販売金額	販売量	販売金額
米	19,155	3,891,544	21,963	3,261,568	24,470	3,172,210
小麦	318	5,165	362	5,116	264	4,036
大豆	80	12,800	217	12,278	122	9,070
トマト	1,343	419,952	1,450	416,698	1,522	420,470
きゅうり	872	244,111	1,005	296,361	1,119	288,288
なす	959	279,038	1,004	310,436	993	311,870
ねぎ	129	33,514	138	30,036	156	38,008
いちご	10	24,204	45	44,481	43	42,019
ピーマン	822	293,265	880	350,048	848	324,161
りんご	777	182,763	924	203,410	841	199,200
小ぎく	10,929	380,139	10,914	395,900	10,104	353,531
りんどう	1,886	83,160	1,876	77,509	2,111	79,245
計		5,849,655		5,403,541		5,242,108

【資料：JAいわて平泉販売実績】

(2) 畜産物の状況

家畜の飼養頭羽数の状況については、平成26年と平成27年を比較すると、乳用牛については、飼養戸数、飼養頭数及び1戸あたりの飼養頭数とも減少しています。

肉用繁殖牛については、飼養戸数は減少しているものの、飼養頭数は増加しており、1戸あたりの飼養頭数も12頭と増加しています。

肉用肥育牛においては、飼養戸数は減少していますが、飼養頭数及び1戸あたりの飼養頭数は増加しています。

豚、ブロイラーは、ともに企業経営が多く占めており、豚については飼養戸数は変わらないものの飼養頭数は2割ほど増加しました。

ブロイラーについては、飼養戸数、飼養羽数、1戸あたりの飼養羽数ともほぼ前年並みとなっています。

畜産物の生産販売状況について、平成26年度と平成27年度を比較すると、和牛子牛の販売金額は増加しており、肥育牛も販売量、販売金額とも増加、生乳は販売量、販売金額とも減少しています。

家畜の飼養頭羽数の状況

各年2月1日現在（単位：戸、頭、千羽）

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年	平成27年
乳 用 牛	飼養戸数	172	180	139	134
	飼養頭数	3,572	4,124	3,195	2,880
	1戸あたり	20.8	22.9	22.9	21.5
肉用繁殖牛 (黒毛和種)	飼養戸数	1,174	1,318	1,076	1,027
	飼養頭数	8,692	10,820	8,957	12,351
	1戸あたり	7.4	8.2	7.6	12
肉用肥育牛 (黒毛和種、乳用牛、交雑種)	飼養戸数	121	73	64	57
	飼養頭数	10,791	12,188	7,156	7,167
	1戸あたり	89.2	167.0	112	126
豚	飼養戸数	15	17	15	15
	飼養頭数	77,086	56,975	78,348	94,553
	1戸あたり	5,139.1	3,351.5	5,223	6,303
ブロイラー	飼養戸数	57	53	61	61
	飼養羽数	2,889	2,574	3,168	3,188
	1戸あたり	50.7	48.6	51.9	52.3

【資料：家畜飼養頭羽数調査】

畜産物の生産販売状況

(単位：頭・t、千円)

品 目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	販売量	販売金額	販売量	販売金額	販売量	販売金額	販売量	販売金額
和牛子牛	3,840	(406) 1,560,088	3,864	(479) 1,852,350	3,640	(525) 1,910,564	3,435	(631) 2,168,888
肥育牛	1,525	(758) 1,155,634	1,192	(837) 997,839	1,347	(839) 1,130,195	1,125	(1,042) 1,172,697
生乳	17,230	(100) 1,718,146	17,193	(100) 1,727,367	15,663	(104) 1,627,437	14,733	(107) 1,575,462

注) 上段 () 内数値は単位数量1頭・t当たりの平均販売金額

【資料：JAいわて平泉販売実績】

第3 林業の情勢

1 森林資源

(1) 森林面積及び蓄積

市の総面積の 63.6%を森林が占め、このうち民有林は 69,586ha で民有林率は 87.9% となっています。

また、民有林における人工林の面積は 31,779ha で人工林率は、45.7%となっており、その蓄積は針葉樹林と広葉樹の合計で 20,373 千 m³ となっています。

森林面積・蓄積

(単位：ha、%)

区域 面積	森林面積			森林率	民有林				
	国有林	民有林	計		人工林 面積	人工林 率	蓄積(千m ³)		
							針葉樹	広葉樹	計
125,625	10,320	69,586	79,906	63.6	31,779	45.7	15,321	5,052	20,373

【資料：平成 26 年度版「岩手県林業の指標」】

(2) 森林の所有者

林家は、岩手県全体で 43,591 戸で、保有山林規模が 10ha 未満の小規模林家が 82.1%、10～50ha 未満の林家が 16.2%を占め 9 割を超え、当市においても同じような傾向となっています。

保有山林規模別林家数

(単位：戸、カッコ内%)

区 分	3ha 未満	3～10ha	10～50ha	50ha 以上	計
一関市	3,908(54.6)	2,536(35.4)	677(9.4)	44(0.6)	7,165
岩手県	20,043(46.0)	15,712(36.1)	7,079(16.2)	757(1.7)	43,591

林家：保有山林面積が 1 ha 以上の世帯

【資料：2015 年農林業センサス】

2 森林整備

(1) 造林

造林面積は、岩手県全体で昭和 44 年をピークに、外材輸入の増加に伴う国産材生産の低迷により減少しております。

造林面積の推移

(単位：ha、%)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	H24 と H25 との比較
一関市	54	36	47	57	10 (121.2%)
岩手県	771	625	723	731	8 (101.1%)

【資料：平成 26 年度版「岩手県林業の指標」】

(2) 間伐

昭和 40 年代の拡大造林によって造成された人工林は、現在約 45 年生になっており、成熟期を迎えていて、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できる健全な森林とするために、適正な間伐の実施が必要となっています。

(3) 松くい虫被害

本市では昭和 54 年に始めて松くい虫被害が確認され、以後、様々な防除対策等に努めてきたものの、年間被害発生量は増大し、平成 14 年の 2 万 8 千 m³ をピークに、平成 15 年以降は減少傾向にあるものの、平成 21 年以降は横ばいで推移してきています。

松くい虫被害発生状況

(単位: m³、%)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	H26/H25
一関市	16,549	16,013	17,066	16,464	16,350	18,260	112%
岩手県	41,635	43,815	38,893	42,075	43,640	37,142	85%

【資料: 岩手県森林整備課】

3 林業生産の状況

(1) 素材生産

平成 18 年から 23 年までは、素材需要量は減少傾向でしたが、平成 24 年は前年に比べ 28.2% 増加しています。また、供給量については、県内素材生産量、県外移入量とも増加傾向で、輸入材は減少傾向にあり、国産材比率は、増加傾向にあります。

岩手県における素材需給の状況

(単位: 千 m³、%)

区 分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	H25/H24	
需 要 量		1,626	1,419	1,530	1,189	1,525	1,632	107.7	
供 給 量	県 素 材 生 産 内 量	針葉樹	930	811	947	729	975	1,090	111.8
		広葉樹	382	378	311	255	315	280	88.9
		計	1,312	1,189	1,258	984	1,290	1,370	106.2
	県外移入量		124	117	147	185	216	237	109.7
	輸 入 材		190	113	125	20	19	25	131.58
国産材比率		88.3	92.0	91.8	98.3	98.8	98.5		

【資料: 平成 26 年度版「岩手県林業の指標」】

(2) 特用林産物

特用林産物の乾シイタケは、県内有数の生産地となっていました。放射能の影響により原木露地栽培のシイタケが出荷制限され、生産が激減している状況にあります。

特用林産物生産量

(単位: kg、%)

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	H26/H25
乾シイタケ	30,145	34,740	32,098	849	0	60	—
生シイタケ	710,108	642,403	342,208	285,525	69,411	61,035	88%

【資料: 岩手県特用林産物統計表】

第4 農林水産業の課題

1 東日本大震災からの復旧復興

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

放射性物質による汚染問題については、除染実施計画に基づく放射線低減対策により目標値（日常生活で受ける追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下）を達成し、また、原木シイタケ（露地栽培）の出荷制限が一部解除されるなど明るい兆しもあります。

しかしながら、牧草や稲わら、乾シイタケなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建、損害賠償の迅速化など、今なお、解決しなければならない多くの課題を抱えており、引続き、最優先の課題として取り組んでいく必要があります。

2 農林水産業

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

農業は、人々の命と健康を支える食に関わる極めて重要な産業であり、本市の広大な農地は安全な農産物を安定的に供給する役割を担っていることから、基幹産業として位置付け、今後一層、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。

本市は小規模な農業経営体が多く、農業従事者の高齢化と減少が進んでいます。さらに米価下落による農業所得の低迷は耕作放棄地の増加を招いており農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

地域と農業を守るためには、農業を担う人材や組織の育成及び消費者が求める安全で質の高い農産物を安定的に生産し、信頼される産地としてのブランドの確立を進めるとともに、地元でも消費する取り組みの強化、生産基盤の整備と集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態の構築及び高齢者や女性を生かした営農を推進することが必要です。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

本市の農地は平地部では大規模区画整備事業により水田の大区画化が進んでいます。が、中山間地域に急傾斜で小区画のほ場が多くあるため、市全体の水田整備率は40.15%にとどまっており、集落営農や法人化による農地集積を進める上で課題となっています。

この課題を解決するためには、現在の地域ごとの「地域農業マスタープラン」の策定範囲から、集落単位での策定を推進し、担い手や集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体として育成することが急務となっています。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

農業経営を維持するためには、農地及び農業用施設の基礎的保全活動への支援や、農業用施設の補修等のための共同活動並びに施設の長寿命化を図る資源向上のための活動への支援が必要です。

(4) 農村コミュニティの活性化

農村は、農産物の生産のみならず豊かな自然環境や伝統文化など、有形無形の資源を有しており、農林業にはその活用を図っていくことが求められています。そこで、地域の特色を生かした教育旅行の受入や着地型観光の取り組みを中心とした交流人口の拡大、地域資源を生かした6次産業化の取り組みを進めることが、農村コミュニティの活性化のためには有効な手法と考えられます。

また、農林業が他産業と同様に職業として選択されることは重要であり、労働力が豊富な都市部の若者に対し、本市の農林業の魅力を最大限にPRし、新規就農や雇用機会を拡大する取り組みが必要です。

人口減少や高齢化の影響は農村地域ほど大きく、地域活動の維持のためにも農家、非農家を問わず協力して農村を支えていく必要があります。農村に人が集まり生活しながら、可能な範囲で農林業を学んでいく取り組みを考えなければなりません。そのため、本市の農業、農村に興味を持つ都市部の人を地域おこしにつながる人材として受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘や就農意欲の醸成による波及効果を高めるなど農村地域の活性化につながる継続的な取り組みが必要です。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

本市の農業は、水稻を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が行われています。主な農産物としては、米、牛肉、牛乳、豚肉、鶏肉、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、シイタケなどがあります。

なお、生産における課題として、水稻については低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜については施設整備などによる大規模経営体の育成、果樹については、改植による低コスト化と高品質生産、花きについては作付面積の減少傾向に対応した品質向上と安定生産、肉用牛及び酪農については、従事者の高齢化による飼育戸数減少への対応が求められています。

内水面漁業については、アユなどの淡水魚やモクズガニ、沼エビなどが活用されており、漁業資源の確保や河川環境の保全などによる内水面漁業振興が求められています。

(6) 森林の適正管理と利活用

豊かな自然に囲まれる本市の森林面積は79,906haで市域の63.6%を占めています。森林は木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多面的な公益的機能を有しています。森林の価値を地域の資源として、あらためて評価するとともに、地域循環型のエネルギー源として、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。

また、水源域となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しみ、成熟期を迎えた森林資源を有効に活用できる市民に開かれた環境づくりが必要です。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

本市の林業を取巻く環境は、長引く木材価格の低迷と東日本大震災の影響により不振が続いていましたが、県内での合板工場等の稼働などにより木材需要が増加に転じたものの、価格は依然低迷したままで推移しています。また、林業従事者の高齢化や後継者不足により従事者人口も減少しており、木材価格の上昇と担い手などの労働力確保が課題です。

昭和 30 年代に植林を実施した針葉樹等は、伐期齢を越え成熟期を迎えています。木材価格の低迷による森林経営意欲の低下、労働力の不足などから適切な時期に伐採がなされず、管理が不十分な森林が増加しています。

成熟期を迎えた森林を地域資源としていかに活用するかが課題であり、地域の循環資源として将来に向けた植栽を実施することで、森林を若返らせながら健全な森林の管理を行うことが必要です。また、化石燃料の価格高騰や環境負荷への配慮から、地域資源に着目した里山の資源の循環活用も必要です。

(8) 森林と市民との関わりの創出

原生的な自然が残る奥羽山脈の尾根に当たる部分には、野生動植物の広域的なつながりの確保を目的に、東北地方の中央を貫く形で延長 400 km に及ぶ「奥羽山脈緑の回廊」が設定されています。

また、多様な動植物が生息する原生林を保護するものとして、岩手、宮城、秋田の 3 県にまたがる栗駒・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域が設定されており、野生動植物の保護などに着目した学習の場としての活用が期待されています。

市西部の須川、真湯周辺には、国有林を活用したレクリエーションの森が設定され、自然観察教育林として真湯、須川、また、野外スポーツ林として真湯が位置付けられています。十分な活用が図られていません。

一方、三陸の海を望む室根地域の矢越山では、「森は海の恋人」を合い言葉に、宮城県気仙沼市の漁業者との交流を源流として市民参加による森を育てる運動が展開され、森と海とを結ぶ交流活動の全国的なモデルとなっています。

(9) 体験型観光の振興

中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まっています。特に、東日本大震災沿岸被災地における防災教育は注目されており、沿岸被災地との連携を図っていく必要があります。

(10) 骨寺村荘園遺跡の活用

骨寺村荘園遺跡における荘園絵図の姿を今に伝える文化的景観を守り、伝統的農村景観の美しさを次世代に伝えるためには、地域住民の生活と営農の継続が不可欠であることから、現在の優れた農村景観を守りつつ、地域住民の生活と営農の改善を図ることが課題となっています。

第5 農林水産業の基本目標

1 東日本大震災からの復旧復興

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

- ① 農林業系汚染廃棄物の処理について、一関地区広域行政組合と連携して取り組みます。
- ② 市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。
- ③ 県内有数の原木シイタケ産地を守るため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。
- ④ 東京電力からの損害賠償については、県や市長会と連携して早急な対応を求めていきます。

2 農林水産業

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

- ① 意欲ある担い手の育成を図ります。
- ② 新規就農者や定年帰農者など多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。
- ③ 地域林業のリーダーを育成します。
- ④ 農村起業活動を支援します。
- ⑤ 農業後継者組織活動の促進を図ります。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ① 優良農地の確保を推進します。
- ② 生産基盤整備の促進を図ります。
- ③ ほ場・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ④ 農道整備の促進を図ります。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- ① 農地の保全を図ります。
- ② 取り組みへの効果的な支援を行います。
- ③ 地域ぐるみの取り組みを推進します。
- ④ 耕作放棄地の農地としての有効活用を促進します。

(4) 農村コミュニティの活性化

- ① 農業農村の活性化を支援します。
- ② コミュニティ機能の維持を目指します。
- ③ 新しい風を吹き込みます。
- ④ 研修や表彰等により農林業者の意欲の向上を図ります。
- ⑤ 農林連絡員を配置し、農林行政の円滑な推進を図ります。
- ⑥ 農村生活環境関連施設の利用を促進します。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- ① 一関ブランドの確立を目指します。
- ② 重点品目の生産、販売を促進します。
- ③ 内水面漁業の振興を図ります。
- ④ 売れる米づくりを核とした水田農業の振興を図ります。
- ⑤ 競争力のある園芸作物等の産地の育成を図ります。

- ⑥ 肉用牛、乳用牛の生産振興を図ります。
- ⑦ 体質の強い畜産経営産地の確立を図ります。
- ⑧ 資源循環型農業の確立を図ります。
- ⑨ 特用林産物の生産振興を図ります。
- ⑩ 地域特産物等の生産振興を図ります。

(6) 森林の適正管理と利活用

- ① 森林の適正な保全・管理を図ります。
- ② 森林の保全や利活用に努めます。
- ③ 優良な木材の生産や販売を促進します。
- ④ 森林経営施策計画の推進を図ります。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ① 資源エネルギーとしての利活用を推進します。
- ② 未利用材の活用を図ります。
- ③ 林道網整備の促進を図ります。

(8) 森林と市民との関わりの創出

- ① 森林生態系保護地域の保全を図ります。
- ② 自然保護・愛護活動の促進を図ります。
- ③ 水源森林保全の促進を図ります。
- ④ 里山自然環境保全の促進を図ります。
- ⑤ 市民参加型による森林保全・整備の促進を図ります。

(9) 体験型観光の振興

- ① ニューツーリズム等の取り組みの推進を図ります。

(10) 骨寺村荘園遺跡の活用

- ① 景観保全に配慮した農業の振興を図ります。
- ② 骨寺村荘園遺跡の魅力を発信し、受け入れ態勢の充実を図ります。

第6 具体的な取り組み

1 東日本大震災からの復旧復興

(1) 農林業系廃棄物の処理

農林業系汚染廃棄物の処理について、一関地区広域行政組合と連携して取り組みます。

① 稲わらの処理

事故後稲わらは農家グループ毎の保管が完了し、安全に保管されています。

8,000Bq/kgを超過する稲わらは今後、国が処理するまでの間、指定廃棄物のガイドラインに準じた保管管理を行っていきます。国に対して早期の処理を求めるとともに、処分に当たっては関係者の理解が得られるよう協力します。

② 堆肥の処理

放射性物質に汚染された堆肥のうち、農家が還元施用するものを除いて、市の一時保管施設において、安全に管理します。

③ 牧草の処理

酪農家の保有する1番草、2番草の一部の1,600トンの牧草については、平成25年8月に焼却処理が終了しました。飼料の暫定許容値の引き下げに伴い、新たに発生した利用自粛牧草4,900トンについては、減容化を図りながら一時保管を行うとともに、平成26年5月から焼却処理を行っており、農家負担の軽減対策を推進しています。

④ 乾シイタケ・シイタケほだ木等の処理

放射性物質に汚染されたほだ場の落葉層を除去し、再生産に向けた生産基盤の環境整備を支援していきます。また、一時保管しているほだ木や除去した落葉層、乾シイタケの処理方法について、国、県と協議し、推進します。

(2) 農林産物の放射性物質の測定

① 市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。

市内で生産される農林産物の放射能汚染に対する市民や生産者の不安を軽減し、風評被害の防止と農家の生産意欲を維持するため、生産者の希望に応じて、放射性物質の濃度測定を行います。なお、販売目的の農林産物について、測定の結果、国が定める食品の基準値の1/2に相当する値を超過した場合は、依頼者と協議のうえ県に精密測定を依頼します。

② 農作物の放射性物質吸収低減や農林業系汚染廃棄物の処理等の対策に必要な測定を行います。

除染作業による吸収低減効果の確認や農林業系廃棄物の処理など、行政施策の推進に必要な測定を実施します。

(3) 放射性物質の影響防止対策

県内有数の原木シイタケ産地を守るため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。

① 生産管理指導

消費者が安心して購入できる農林産物の提供を目指し、放射性物質の吸収低減など、農作物への放射性物質の影響を軽減するため、関係機関と連携しながら生産者に地域の実情に応じた最新の栽培管理情報を提供していきます。

② 測定結果の適切な情報発信により、風評被害の払拭に努めます。

生産者からの依頼により実施する農林産物の測定の結果は、依頼者が同意した場合はホームページ等で公表し、情報の共有化を図り、風評被害の防止に努めています。今後も情報不足や誤解から発生する風評被害から農林業を守るため、農林産物の測定と公表を行います。

③ 原木シイタケ生産者が再生産を図るための施設整備等を支援します。

原木シイタケの生産再開に意欲的な生産者に対し、簡易ハウス等の施設整備や施設改修、原木・種菌購入の経費を補助します。

(4) 被害農家への支援

東京電力からの損害賠償については、県や市長会と連携して早急な対応を求めています。

① 農家等の損害賠償請求が円滑に行われるよう支援します。

出荷制限や風評被害等による損害賠償請求支援を行います。また、被害農家等に対して迅速かつ適正な賠償を行うよう国及び東京電力に求めています。

② 草地の除染

市内の牧草地について、除染できない傾斜地や耕土の浅い草地の対策を継続的に実施するよう国や県に要請していきます。

【1】 放射性物質による汚染問題への対策に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区 分
1	放射性物質測定器械の配置	測定器械の台数	台	5	5	5	②
2	農林業系廃棄物の処理の進捗率	稲わら、牧草、堆肥、ほだ木、乾シイタケの処理（焼却等）の進捗率	%	8.5	7.6	80.0	①

【1】 放射性物質による汚染問題への対策に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区 分
農林産物の放射性物質濃度測定体制	当分の間、農林産物の測定を継続するため、農業技術開発センターに測定器械と必要な測定員を配置する。	②
農林業系廃棄物の一時保管及び最終処分	8,000Bq/kg 超過の農林業系廃棄物は、国が処理するまでの間、指定廃棄物関係ガイドラインに準じて一時保管する。 市が処理すべき農林業系廃棄物のうち、稲わら及び堆肥は最終処分するまでの間一時保管する。牧草は、焼却等の処理を行い、焼却灰等は最終処分場に埋め立てする。	①
きのこ原木等処理事業	放射線濃度の比較的高いほだ場の落葉層を除去することで、将来ほだ場として再利用できるほだ場環境の整備の実施を支援する。	①
特用林産施設等体制整備事業	放射性物質の影響により露地栽培原木シイタケの出荷が制限されているシイタケ生産組合等が、再生産を図るための簡易ハウスの整備及び補修に要する経費を補助する。また、原木の購入に要する経費を補助する。	①

2 農林水産業

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

① 意欲ある担い手の育成を図ります。

農業が魅力ある産業として他産業と同様に職業として選択されるよう、就農の推進に努め、農業経営指導員等による経営指導、生産管理技術の向上、低コスト化対策などの研修の機会を設け、意欲的な営農に向けての支援と農業所得の向上を図ります。

また、持続可能な水田農業の確立を目指し、平場や中山間といった地域の実情に合わせ、低コストで地域の農業者が参画できる多様な営農形態の構築を図るため、集落営農組織などの運営を支援します。

さらに、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実践支援により、集落や地域単位での農地・農業の維持を図り、担い手を中心経営体として規模拡大を図る計画を作成し、農地中間管理事業の活用や法人化への誘導と併せて、経営コストの削減と経営の強化を支援します。

② 新規就農者や定年帰農者など多様な農業の担い手の確保・育成を図ります。

認定農業者の掘り起こしや新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化の推進などにより、担い手となる農業経営体を支援するとともに、児童、生徒から学生等に至るまで、段階的に農業の魅力を感じ取る機会の創出に努めます。

③ 地域林業のリーダーを育成します。

森林組合などを担い手の中心とするほか、関係機関と連携し、地域林業のリーダーとなる人材の育成、確保に努めるとともに、木質バイオマス等の循環エネルギーの利活用による新たな産業の創出及び普及による就労の場の確保に取り組み、豊富な森林資源を活用する担い手の育成を積極的に行います。

④ 農村起業活動を支援します。

都市と農村との交流支援のための情報提供や研修会の開催、地元農産物を活用した料理講習会や食の匠、地産地消実践者交流会などの地産地消の取り組みを支援します。

また、産直や農産加工など6次産業化や農村ビジネスの拡大のため、セミナーの開催や、学校給食への地元食材供給の仕組みづくりなど、関係機関・団体と一体となり支援します。

さらに、一関産を全国に通用するブランドとなるよう、首都圏を中心とした情報発信と販路拡大の両面から施策を展開し、「地産外商」による、一関ブランドの向上と一関ファンの拡大に努めます。

⑤ 農業後継者組織活動の促進を図ります。

今後の農業を担っていく若手農業者の研修と交流の場をつくり、優れた経営感覚を持った新たな農業経営者の育成を図るなど、農業後継者の組織活動を支援します。

【2-1】 意欲ある担い手づくりに向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区 分
1	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を市が認定した者	人	1,200	912	860	①
2	農業法人数	農業に関する事業を行う法人	人	65	65	85	①
3	集落営農組織等	水田経営所得安定化対策の加入対象とならうる集落営農を基本とする法人並びに任意組織	組 織	60	28	30	①
4	農用地の利用集積率	(認定農業者の自己所有面積+認定農業者への利用権設定等面積)÷農用地面積	%	55.0	37	45.7	①
5	新規就農者数	農業経営基盤強化促進法に基づく実態調査	人	181	389	493	②
6	地域けん引型経営体数	地域単位で森林経営を行う新たな担い手として県が認定する者	経営 体	4	4	6	③
7	農業農村指導士・青年農業士認定者数	地域農業・農村の発展に寄与できる者と県が認定した者	人		33	40	⑤

【2-1】 意欲ある担い手づくりに向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
担い手育成対策事業	農業経営指導員の設置により認定農業者等の担い手育成と経営改善等の支援を行う。 ・事業期間…平成28年度～平成32年度	①
担い手サポート事業	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造の構築を目指し、農業者個々の経営資質の向上を図るため以下の事業を展開する。 (1)農業簿記講習会の開催 (2)アグリフロンティアスクール参加助成 (3)認定農業者等研修会支援	①
一関市担い手育成総合支援協議会	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図るため、協議会に参画し支援を行う。	①
農業経営基盤強化資金利子補給事業	農業経営改善計画等を達成しようとする農業者に融資する資金の借入者に対し利子補給事業を実施する。 ・利子補給率：岩手県農業制度資金の貸付利率等決定基準以内 ※市町村（都道府県1/2補助）の補給は平成23年度融資分まで	①
農業近代化資金利子補給事業	農業経営の近代化に資することを目的とした資金の借入者に対し利子補給事業を実施する。 ・利子補給率：年0.5%以内	①
認定農業者の会への支援	会員相互の情報交換や研修事業等による経営技術の研鑽を深め、自らの経営改善と安定を図り、もって地域農業の振興を図るため、支援を行う。	①

具体的な取り組み	内 容	区分
新規学卒者就農促進支援事業	<p>(1)雇用による農業従事を通じた就農の方針選択と営農に向けた研修</p> <p>①対象者：・市内在住の原則30歳以下（但し、新規高卒者を優先） ・国や県の制度利用が無いこと</p> <p>②実施方法：J Aいわて平泉に雇用委託（定員8人）</p> <p>③月額賃金：120,000円</p> <p>④カリキュラム等：春～秋：生産部会農家での実地研修、冬：座学</p> <p>(2)農業法人等現役の農業者を講師として招く出前講座（H28～実施）</p> <p>①対象：一関二高、千厩高校</p>	②
農業経営力向上支援事業	<p>集落営農及び複数経営の法人化、法人どうしの統合等による新たな法人の立上げといった農業経営の法人化の取り組み等に対する支援</p> <p>・1組織当たり定額40万円</p>	①
人・農地問題解決加速化支援事業	<p>集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の選定、集積の方法、地域農業のあり方等を定めた地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の作成を支援する。</p>	①
機構集積協力金	<p>農地中間管理事業を活用し、所有者から農地中間管理機構に貸し出された農地について、貸した地域や所有者に対し、貸し借りの成立等の要件により協力金を交付する。</p> <p>(1)地域集積協力金：機構貸付面積/プラン区域の全農地面積の割合で地域に交付</p> <p>・2割超5割以下：1.5万円/10a、5割超8割以下：2.1万円/10a、8割超：2.7万円/10a</p> <p>※（28・29年度は基本単価の1.5倍、30年度は基本単価）</p> <p>(2)経営転換協力金（1回限り）：機構への貸付により、農業経営のリタイアや経営部門の減少する農地所有者に対し交付</p> <p>・2.5万円/10a（但し、70万円が上限）</p> <p>(3)耕作者集積協力金</p> <p>機構の借受農地等に隣接する農地を、機構に貸し付けた所有者、または耕作者に交付</p> <p>・1万円/10a</p> <p>※（28・29年度は基本単価の2倍、30年度は基本単価）</p>	①
青年就農給付金（経営開始型）	<p>新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を給付。（平成24年度～国の事業）</p> <p>○対象者（以下の全要件を満たすことが条件）</p> <p>(1)独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること</p> <p>(2)独立・自営就農であること</p> <p>①農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している</p> <p>②主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている</p> <p>③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する</p> <p>④給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理</p> <p>※親元就農の場合、独立した部門経営、又は従事後5年以内に継承</p> <p>(3)独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ経営開始計画</p> <p>(4)地域農業マスタープランへの位置づけ</p>	②

具体的な取り組み	内 容	区分
新規就農者支援資金貸付事業	<p>農業の振興と農業後継者の育成確保のため、新規就農者に農業の研修等に必要な資金を貸付する。</p> <p>(1)対象者</p> <p>①青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法による就農支援資金の貸付対象者で、研修教育施設又は先進農家等で研修する者</p> <p>②市内において新たに就農して3年未満の者で就農計画の認定を受けた農業研修に意欲的な者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額：月2～5万円 ・貸付期間：1～2年以内（在学期間） ・資金返還：貸付の終了した日の属する年度の翌年度から5年間の据置期間終了後5年以内（離農が判明した場合は、その離農が判明した日の属する年度の翌年度から5年以内） <p>(2)返還免除</p> <p>①非農家出身者で、制度資金の活用等で資本装備を行った者</p> <p>②親等の経営を継承した者（予定者を含む）で、経営の規模拡大、新規部門の開始又は資本装備の高度化を行った者</p> <p>(3)事業期間…平成19年度～</p>	②
農村青年・農村女性育成事業	<p>地域農業を担う青年を組織的に育成し活性化を図るため、一関地方農村青年クラブや市内各組織への情報提供や活動を支援する。</p> <p>農村生活の改善のため、農村女性に学習の場を提供し、起業活動などを支援する。</p>	③ ④
南部・北部農業技術開発センター機能の活用促進	<p>南部農業技術開発センター及び北部農業技術開発センター機能を發揮し、土壌診断に基づく施肥体系の確立や、地場産農林産物を利用した加工技術の実習・実験など、付加価値を高めた特産品の開発の取り組みに向けた活動などを支援する。</p>	④
地域森林経営担い手対策事業	<p>持続可能な林業を推進するため、県が実施するセミナーへの支援を行う。</p>	③

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

① 優良農地の確保を推進します。

豊かな自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備を進め、地域農業を担う中心経営体の育成を目指します。

米の生産調整や兼業農家の増加、農業従事者の高齢化による遊休農地の拡大等、土地生産性の低下が危惧されるところから、基盤整備事業を契機とした、担い手農家や集落営農組織等による農地集積、作物生産の集団化、団地化などによる効率的農地の活用を図り、優良農地の確保に努めます。

② 生産基盤整備の促進を図ります。

区画整理や暗渠排水等の農業生産基盤整備を積極的に推進し、大型機械による農作業の効率化を図りながら、「地域農業マスタープラン」や農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積を加速させます。

平坦地域については水田を活用した経営規模拡大が見込まれることから、農地中間管理事業を活用し、農地の集積の加速化を進め、担い手農家の所得の確保を目指します。

中山間地域の農業については、作業効率や農地集積率を高めるために、基盤整備事業を進めるほか、園芸や畜産を中心とする複合経営を進めることにより、所得の向上を目指します。

③ ほ場・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

農業用水の確保やため池等の防災減災対策として、老朽化した用排水路やため池の点検診断を実施し、長寿命化に向けた対策を行います。

④ 農道整備の促進を図ります。

農道の幅員が狭小で未舗装であるために、機械の大型化への対応や農産物の輸送時における品質劣化などの支障をきたしている現状を踏まえ、大型機械作業体系の導入による生産コストの縮減や品質の高い農産物の効率的な物流を図るため、ほ場、集落、貯蔵・加工流通施設、既設道路等を相互に結ぶ農道の整備を促進します。

【2-(2) 生産基盤の整備に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現 状 (H27)	目 標 (H32)	区 分
1	農業振興地域内の農用地面積	農業振興地域整備計画において今後、農業振興を図っていくとする農用地面積	ha	20,000	19,803	19,705	①
2	水田整備率	水田区画 30a 程度以上の水田整備済面積 ÷ 整備対象水田面積	%	41.1	40.2 (H25)	46.1	②
3	農道の整備延長	一定要件農道の延長	km	10.0	3.8	10.0	④

【2-(2) 生産基盤の整備に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
農業振興地域域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、他の土地利用計画との整合を図りながら農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業近代化施設整備などの施策を計画的に推進する。	①
基盤整備事業（県営）	将来の農業生産を担う高度経営体を育成し、農業効率の向上と農地集団化を加速化させるため大区画化や暗渠排水などによる水田の汎用化を推進し生産基盤を整備する。 (1)事業地区…滝沢地区・小猪岡地区・夏川地区・夏川2期地区 ・夏川3期地区・川北地区・日形地区 ・山口地区・清田地区 (2)事業期間…平成10年度～平成33年度	②
農道整備事業（県営）	農業生産の大型機械化体系の確立や、生産環境の改善を図るための農道改良事業を実施する。 (1)事業地区…農道上新田一ノ沢線 (2)事業期間…平成27年度～平成30年度	④
農村災害対策整備事業（県営）	地域で発生する災害から農村住民の生命、財産、生活を守るため農業用施設等の整備を行う。 (1)事業地区…角屋地区 (2)事業期間…平成26年度～平成29年度	③

具体的な取り組み	内 容	区分
農村地域防災減災事業 (県営)	地域で発生する災害から農村住民の生命、財産、生活を守るため農業用施設等の整備を行う。 (1)事業地区…北照井堰地区、石崎地区 (2)事業期間…平成27年度～平成33年度	③
小規模基盤整備事業補助金	小規模な農業生産基盤の整備に要する経費に対し補助金を交付する。 (1)事業期間…平成19年度～ (2)事業内容 ①農地整備(簡易な区画整理、暗渠排水、客土) ②農業用施設整備(用排水路、耕作道、用水施設) (3)補助額…当該工事費の50%以内(補助の最高限度額1,000千円)	③
中山間地域総合整備事業 (県営)	農業の生産条件が不利な中山間地域を対象として、優良農地の保全と耕作放棄に伴う悪影響の除去を図るために、区画整理、農道、用排水路を一体的に整備する。 (1)事業地区…市野々地区・霞沢地区 (2)事業期間…平成25年度～平成32年度	② ④

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

① 農地の保全を図ります。

国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。

② 取り組みへの効果的な支援をします。

農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮を図る取り組みに対し、集中的かつ効果的に支援します。

③ 地域ぐるみの取り組みを推進します。

多面的機能の発揮に当たっては、農家、非農家に関わらず地域住民が一体となって取り組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持、形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することから、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

④ 耕作放棄地の農地としての有効活用を促進します。

当市には、農地として活用が見込める耕作放棄地が多く存在することから、農地の所有者や利用したい農家、土地改良区などの関係者が連携し、当該農地が有効に活用できるような地域での取り組みを誘発するとともに、耕作放棄地再生事業の導入などにより、農地の再生を進め、農作物の生産再開を図ります。

【2-(3) 農業の有する多面的機能の発揮に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現 状 (H27)	目 標 (H32)	区 分
1	多面的機能支払交付金対象農用地面積	農振農用地区域内において今後、多面的機能の維持・発揮を図り、地域資源の適切な保全管理を図っていくこととする対象農用地面積	ha	8,100	9,686	11,716	①
2	中山間地域等直接支払制度協定面積	中山間地域等直接支払制度協定集落の対象農用地面積	ha	8,276	8,283	8,283	①
3	多面的機能増進活動実施集落数	中山間地域等直接支払制度協定集落のうち多面的機能増進活動を実施している集落数	集 落	300	206	230	③
4	耕作放棄地等の面積	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地面積	ha	1,300	891	800	④

【2-(3) 農業の有する多面的機能の発揮に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
多面的機能支払交付金事業	農地・水・環境の保全と質的向上を図るため、農業者以外の人や組織等を含め地域一体となった農地、農業用水等の保全等に向けた共同活動に対して支援を行う。 ・事業期間…平成26年度～	① ～ ③
中山間地域等直接支払交付金事業	農業者等の間で5年間以上継続して、農業生産活動等を行うこととして集落協定を締結した集落に対し、農地保全や多面的機能増進活動等、農業農村の活性化に向けた取り組みを支援する。 ・事業期間（第4期対策）…平成27年度～平成31年度	① ～ ③
環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全に効果の高い営農活動への積極的な取り組みに対し交付する。 (1)交付単価 有機農業：@8,000円/10a（そば等雑穀@3,000円/10a）、緑肥：@8,000円/10a、堆肥の施用4,400円/10a、I P M：@4,400円、メダカ保護：@3,000円/10a、冬季湛水：@8,000円/10a (2)負担割合（実質） 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	① ～ ③

(4) 農村コミュニティの活性化

① 農業農村の活性化を支援します。

農地保全への取り組みとあわせ、地域の多様な資源を生かした6次産業化などの取り組みを推進し、農村の活性化を目指します。

② コミュニティ機能の維持を目指します。

人々が集い、相談や共同作業、短期間の農林業体験宿泊が可能な施設の整備を図りながら、伝統、文化の継承など農村の持つコミュニティ機能の維持と活性化を目指します。

③ 新しい風を吹き込みます。

都市部から、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊を招き入れ、本市の新たな魅力の発見や新しい風を吹き込むことにより、農村の活性化を目指します。

- ④ 研修や表彰等により農林業者の意欲の向上を図ります。
 地域農林業の振興を図るため、農業者や農業組織を対象に研修会を開催するとともに、農林業生産や農村社会の発展に顕著な功績を上げた農業者、組織等の表彰や活動紹介を行い、農業者の生産意欲の向上や個性ある農村社会の形成を支援します。
- ⑤ 農林連絡員を配置し、農林行政の円滑な推進を図ります。
 農業、農村環境が急速に変化する中で、地域農業は多様な問題や課題を抱えています。このことから、行政と地域とのパイプ役として農林連絡員を配置し、地域の多様な課題に対応しながら農林業の円滑な推進を図ります。
- ⑥ 農村生活環境関連施設の利用を促進します。
 農村女性の家、生活改善センター、農村センターなどについては、住民の学習の場として、知識や技術の習得による生活改善を図り、健全な地域社会が形成されるよう施設の効率的な管理運営を行います。
 また、更なる有効活用のため、指定管理者制度の導入について検討します。

【2-4】 農村コミュニティの活性化に向けた目標							
No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区 分
1	6次産業化事業化件数	生産・加工・販売を実施している生産者・団体等を示す指標	件	56	54	66	①

【2-4】 農村コミュニティの活性化に向けた具体的な取り組み		
具体的な取り組み	内 容	区分
農林連絡員設置事務	市の農林行政の周知、事業実施の円滑な推進を図るため、農家組合を単位とする区域に農林連絡員を配置する。 ・配置数：468人	⑤
緑のふるさと協力隊地域支援事業	少子高齢化等により、農村地域形成の基盤となってきた農業分野の衰退が進み、地域コミュニティ機能の維持が危ぶまれる集落も多く発生している。この現状の打開には住民自らが地域資源を見直し、一次製品の生産にとどまらない直売や農産加工、都市農村交流の取り組みが有望であるが、既存の地域内の人材だけでは、活動の運営面で限界がある。 本事業により、農村への若者派遣に22年の実績を持つNPO地域緑化センターの「緑のふるさと協力隊」（※派遣先への定住率40%）を活用し、地域活性化モデル支援事業に取り組む地域に若者1名を1年間派遣し、農村生活を体験させながら、地域活性化活動の支援を行い、新たな発想の取り組みや地域資源の再発見、運営の円滑化を図る。 (1)28年度1名着任、過疎ソフト事業 (2)派遣先：舞川5区地区（一関市舞川地域）を中心とする周辺地域	③

具体的な取り組み	内 容	区分
農村地域づくり活動支援員設置事業	<p>本事業により、一関市農村地域活性化モデル支援事業で採択した地域の活動を支援する（総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用※）。任期は3年とし、研修受講等により資質向上を図りながら、中期的な観点から地域活動を支援し、併せて任期1年の緑のふるさと協力隊の支援・指導を行う。</p> <p>派遣した隊員は、対象地域に居住し、一住民として生活しながら、地域活動に従事し、また地域リーダーのサポートを行う。</p> <p>(1)28年度2名更新。 (2)総務省の「地域おこし協力隊」制度 ①平成21年度開始。平成26年度444団体で1,511名の隊員。 ②地域おこし協力隊の配置及び地域おこし協力隊が行う地域協力活動に要する経費について、「特別交付税に関する省令」の本則に規定</p>	③
農村地域定住・就農促進対策事業	<p>市内農村部への移住・就農に係る窓口の開設により、UJIターン希望者の移住受入を希望する集落への移住を促進する。</p> <p>(1)農村定住・就農支援員1名配置 (2)勤務先：花泉支所（いちのせきニューツーリズム協議会事務所） (3)業務 ①移住・就農窓口開設（空家・不動産業者・集落役員等の紹介等相談業務を行う） ②市内空家情報の収集と管理 ③移住希望者と受入地域との交流促進 ④新規就農者への近隣農家の栽培指導の実施</p>	②
一関地方農林業振興協議会事業	<p>岩手県及び一関市、平泉町の関係機関、団体が密接な連絡調整のもと、地域農業の振興と農村の活性化に資する活動を展開する。</p>	④
農村地域活性化モデル支援事業費補助金	<p>農村地域の活性化に向けて、都市農村交流など、地域資源を活用した多様な取り組みを行うモデル集落を選定し、活動を支援する。</p> <p>(1)事業実施期間：平成22年度～31年度 (2)モデル集落数：17組織（11組織事業終了）、新規集落数：3組織 (3)活動助成：1年目－20万円（定額・計画策定費） 2年目－50万円（定額・活動費助成） 3年目－30万円（定額・活動費助成） 4年目－20万円（定額・活動費助成）</p>	①
農村生活環境関連施設の適正な管理	<p>地域住民の学習及び研修の場や生活改善などの目的で設置された次の施設を適正に管理し、利用の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村女性の家（一関、川崎地域） ・生活改善センター（一関、東山地域） ・農村環境改善センター（千厩地域） ・千厩共同作業施設 ・東山構造改善センター ・東山地区集会施設 ・川崎農村研修センター ・川崎農業活性化センター 	⑥
世界農業遺産認定推進協議会負担金	<p>伝統的農業と近代的農業の融合等の特徴がある東稲山麓地域において、地域農業や集落の維持を図るとともに、効果的な情報発信により都市農村交流を促進するなど、中山間地域活性化のモデルづくりを通して、世界農業遺産の認定に向けた取り組みを行う。</p>	②

(5) 農林水産物の生産、販売支援

① 一関ブランドの確立を目指します。

食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、山間部や平野部など地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。また、6次産業化や農商工連携の促進による地元農産物の付加価値向上に努め、インターネットを活用した商品のPRや販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消、地産外商による販路拡大を進め、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。

② 重点品目の生産、販売を促進します。

農産物の重点品目として、米、牛肉、牛乳、豚肉、鶏肉、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご及び特用林産物のシイタケの生産拡大を図るとともに、特産品としての曲りねぎや南部一郎カボチャ、ナタネ等の生産、販売を促進します。

③ 内水面漁業の振興を図ります。

アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等により内水面漁業振興を図ります。

④ 売れる米づくりを核とした水田農業の振興を図ります。

本市の稲作は、食味ランクが特Aの「ひとめぼれ」を中心に、高品質で良食味米の生産が進められており、特別栽培米や有機栽培米、あるいは天日乾燥米や天水田米など、地域の特色を生かした形で行なわれています。適切な栽培管理のもと、引き続き消費者ニーズに対応した安全で、安心な良質米生産を図ります。

また、麦や大豆などについても品質の向上や、安定的な生産が確保できるよう、生産技術の確立を図ります。

⑤ 競争力のある園芸作物等の産地の育成を図ります。

野菜については、振興作物である、トマト・きゅうり・なす・ねぎ・いちご・ピーマンを中心に、安全・安心な作物を安定的に生産できるよう、生産技術の確立に努めながら栽培面積を拡大し、消費者から支持されるブランド産地の確立を図ります。また、所得形成力の高い野菜経営農家の育成に向け、生産基盤の整備などの支援を行ないます。

果樹については、りんごを中心に改植や品種の更新により生産基盤を強化するとともに、適正な栽培技術の普及を促し、低コスト・高品質安定生産を図ります。

花きについては、東北を代表する小菊産地としてのブランド確立を目指し、今後も生産技術の均一化による高品質安定生産を図ります。

なお、りんどうについては、計画的に株の更新を進め、高品質安定生産を図ります。

⑥ 肉用牛、乳用牛の生産振興を図ります。

肉用繁殖牛については、地域のリーダーとなる意欲的な中核的担い手の育成に努めながら、優良繁殖雌牛の導入や保留を促進し、繁殖基盤の維持・拡大を図ります。肉用肥育牛については、地域内における一貫生産体制を推進しながら、飼養頭数の堅持を図るとともに、地産地消・地産外商などの取り組みを推進します。

また、肉用牛ブランドの確立については、いわて南牛振興協会のもと、JAいわて平泉による「いわて南牛」の高級ブランド化に向け、安定出荷による市場評価の更なる向上に向けた各種取り組みや、地場消費を推進するための地元取扱店・販売店の拡大を推進します。

酪農については、乳量・乳成分に優れた乳用雌牛の導入や、牛群検定への加入を促進し、生産性の向上を図ります。

⑦ 体質の強い畜産経営産地の確立を図ります。

粗飼料自給率の向上と低コスト化を図るため、意欲ある生産者の粗飼料基盤や生産・収穫用機械などの整備を支援するとともに、公共牧野の利用促進やコントラクター（飼料生産受託組織）などの育成を推進し、体質の強い畜産経営産地の確立を目指します。

⑧ 資源循環型農業の確立を図ります。

家畜排せつ物の有効活用と良質な堆肥生産を推進するため、有機肥料センターの利用促進を図るとともに、耕種部門と畜産部門との連携（耕畜連携）による資源循環型農業の確立に向けた取り組みを推進します。

⑨ 特用林産物の生産振興を図ります。

本市のシイタケは、岩手県内でトップクラスの生産量を誇り、全国でも有数の生産地ですが、平成23年3月の福島第一原発事故による放射能汚染の問題で風評被害も含めて甚大な被害を受けており、意欲のある生産者に対し安全な原木供給や施設栽培の導入などを促進し、産地再生を図ります。

⑩ 地域特産物等の生産振興を図ります。

本市の主要特産農作物である葉たばこの生産振興を図るとともに、中山間地域等での農地保全や特産品開発を目指し、ナタネ、エゴマ栽培の取り組みを支援するほか、雑穀等の地域に適した農林産物の生産振興を図ります。

【2-(5)】 農林水産物の生産振興に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現 状 (H27)	目 標 (H32)	区 分
1	1等米比率	売れる米作りを推進するため、良品質米の基準となる1等米比率の割合	%	95.0	96.4	96.0	④
2	振興作物の作付面積	トマト(ミニトマト含む)	ha	26.1	24.1	24.4	⑤
		きゅうり		17.0	14.3	15.0	
		なす		18.2	15.6	17.0	
		ねぎ		5.7	7.1	9.0	
		いちご		3.0	1.7	1.8	
		ピーマン		13.0	12.5	19.0	
		小ぎく		62.3	52.1	53.0	
		りんどう		22.7	12.7	13.0	
	りんご	266.0	247.1	247.1			
3	肉用繁殖牛の飼養頭数	一関市酪農・肉用牛生産近代化計画における目標数値	頭	10,310	12,351	11,700	⑥
4	1戸当たりの肉用繁殖牛の飼養頭数	肉用繁殖農家1戸当たりの肉用繁殖雌牛の飼養頭数	頭／戸	8.8	12	10	⑥
5	肉用肥育牛の飼養頭数	黒毛和種の肥育牛 一関市酪農・肉用牛生産近代化計画における目標数値	頭	8,150	7,167	6,800	⑥
6	1戸当たりの肉用肥育牛の飼養頭数	肉用肥育農家1戸当たりの肉用肥育牛の飼養頭数	頭／戸	119.8	126	115	⑥
7	乳用牛の飼養頭数	未経産牛を含む 一関市酪農・肉用牛生産近代化計画における目標数値	頭	4,190	2,880	2,740	⑥
8	1戸当たりの乳用牛の飼養頭数	酪農家1戸当たりの乳用牛(未経産牛も含む)の飼養頭数	頭／戸	24.8	21.5	20.9	⑥
9	乾シイタケの生産量	一関市内で生産される乾シイタケの生産量	t	62.5	0.4	9.0	⑨
10	給食施設における地元食材供給システム構築割合	給食施設(市立)において地元(市内)食材を供給する仕組みづくりが構築されている施設の割合	%	100.0	100.0	100.0	①
11	内水面漁業増殖目標達成率	漁業法に基づき岩手県内水面漁場管理委員会が示した内水面漁業増殖目標に対する放流実績	%	100.0	97.9	100.0	③

注) 振興作物作付面積：農業協同組合へ出荷する農業者の作付面積

【2-5】 農林水産物の生産振興に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
産業まつり農業祭の開催	地域内で生産される農産物等を即売し、生産者と消費者の交流を通じて生産者の意識向上と消費者の地場産品に対する理解を深め、地産地消を推進するため、農業祭などのイベントを開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・一関地方産業まつり農業祭 ・J Aいわて平泉「花泉まつり」 ・だいとうちくさん・しいたけフェスティバル ・千厩町産業文化祭 ・東山地域農業祭 	①
地産外商促進事業	イベント等を中心に、当市の安全・安心な農作物のPRを図るとともに、首都圏を中心に当市の豊富な農産物をPRする場を創出するなど直接消費者に働きかけを行いながら、当市の農産物の消費拡大、販路拡大に向けた取り組みを進める。 なお、地産外商の推進に当たっては、農産物のPRに留まらず、物産、観光を始めとした当市の魅力を合わせてPRすることにより、一関ファンの獲得に向けた取り組みを行う。	①
農林業6次産業化促進支援事業	市内の農業生産団体等を中心に、6次産業化への取り組みを促すためのセミナーを開催し、商品開発、経営計画、また、販路の確保など、具体的手法取得に向けた活動を支援する。	①
青果物等価格安定事業	青果物等の安定的な生産振興と需給調整を目的に、生産者に対して補給金交付事業を行う岩手県農畜産物安定基金協会に加入し、生産者が農協や全農を通じて出荷した青果物等の価格が異常低落した場合、生産者の経営に及ぼす影響を緩和する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目：18品目 	⑤
道の駅関連施設の有効活用と適正な管理	道の駅「厳美溪」と「かわさき」において、地域で生産された農産物の特色を生かしたレストランや直売施設を有効に活用し、農産物の生産と販路を拡大し、農業所得の向上と就労の場の確保を図るため、適正な施設の管理を実施し、当該地域の活性化を図る。 岩手県道の駅連絡会、東北道の駅連絡会及び全国道の駅連絡会の会員として、会員相互の連絡・連携を図り、利用者の利便性や質的向上等を図る。	①
農林水産物産地直売・交流促進施設整備事業	平成 29 年度開通予定として、現在、岩手県において工事を進めている『室根バイパス』の完成にあわせ、都市との交流促進、地域農業者の所得安定、就業創出を図るため、地場産品の販売促進・交流・情報発信施設として、産地直売施設を設置する。 (1)事業対象地域：室根地域 (2)事業年度：26～29 年度	① ③
ふるさと宅配便事業	それぞれの地域で生産される農産物や特産品などを小包品として、農村と都市との交流を深めながら、産地の確立と消費拡大を行うため、全国各地への宅配事業を実施している団体等を支援する。	①

具体的な取り組み	内 容	区分
いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金（県単）	<p>地域農業マスタープラン等に位置づけられた取り組みを行うために必要な機械・施設の整備を支援する。</p> <p>(1)事業の内容</p> <p>①担い手育成型</p> <p>②6次産業化型</p> <p>(2)補助率</p> <p>①園芸等、畜産… 1/2（県：1/3、市：1/6）</p> <p>②土地利用型作物… 1/3（県：1/5、市：1/10）</p> <p>③6次産業化型… 1/2（県：1/3、市：1/6）</p> <p>(3)事業期間・・・平成28年度～平成30年度</p>	① ② ④ ～ ⑦
野菜花き生産振興事業	<p>振興作物の生産振興を図るため、次の補助事業を実施する。</p> <p>(1)補助対象経費及び補助額</p> <p>①新規・増反（増反は露地5a、ハウス1棟以上）の種苗費購入費の1/3以内</p> <p>②簡易資材費（新規・増反の場合のみの支柱、ネット等）購入費の1/3以内</p> <p>③栽培管理用機械等購入費（新規・増反の場合のみの防除機、動力噴霧器等）購入費の1/3以内（上限10万円）</p> <p>④土壌病害のために接木で種苗栽培を行う必要があるものに対する種苗購入費の1/6以内</p> <p>※振興作物：トマト、ミニトマト、きゅうり、なす、ピーマン、ねぎ、いちご、りんどう、小ぎく、りんご</p>	⑤
葉たばこ生産振興事業	<p>葉たばこの生産振興を図るため、次の補助事業を実施する。</p> <p>(1)補助対象経費及び補助額</p> <p>①立枯病防止のための土壌改良剤購入価格の1/4以内</p> <p>②環境や作業労力の軽減のため、生分解マルチを使用した農業者に対し、普通マルチと生分解マルチの価格差の1/2以内</p>	⑩
農業用廃プラスチック適正処理事業	<p>農業用廃プラスチックの適正処理を促進し農業者の負担を軽減するため、次の補助事業を実施する。</p> <p>(1)補助対象 ポリエチレン、塩化ビニール、その他プラスチック類</p> <p>(2)補助率 対象経費の1/2以内（上限23円/kg）</p>	⑤
磐井川魚資源保護鮎放流事業	<p>市民の憩いの場でもある磐井川の清流化や環境美化への意識の高揚と魚資源の保護のため、鮎などの放流事業を実施する。</p>	③
魚資源保全等稚魚放流事業補助金	<p>漁業権を有し、魚資源や河川環境の保全のため、鮎やヤマメ、イワナなどの放流事業を実施している漁業協同組合に対して、その事業費の一部を補助する。</p> <p>(1)放流事業実施河川</p> <p>・磐井川（上流）、・砂鉄川</p>	③
有機農産物等振興事業	<p>環境負荷の少ない安全安心な産地を目指し、有機農産物及び特別栽培農産物の生産確立のため、次の事業を実施する。</p> <p>(1)事業実施主体…生産組織等</p> <p>(2)補助対象経費及び補助</p> <p>・土作りのための有機資材等への助成…事業費の1/2以内</p> <p>※同一圃場への助成期間は3年まで。</p>	⑧

具体的な取り組み	内 容	区分
<p>農業担い手チャレンジ事業費補助金</p>	<p>産地形成を目指す振興作目の生産促進による集落営農組織や認定農業者等の育成を図るため、これら農業者の意欲的な取り組みを支援する。</p> <p>(1)事業実施主体 営農組織等、新規就農者、認定農業者、認定農業者を志向する者（認定農業者、認定農業者を志向する者は、農業生産・経営技術習得事業のみ）</p> <p>(2)補助率 1/3 （農業生産・経営技術習得事業は 1/2） ・限度額 650,000 円（農業生産・経営技術習得事業 150,000 円）</p> <p>(3)事業内容</p> <p>①基盤整備事業 畜産：草地、飼料畑の造成、整備</p> <p>②生産管理用機械整備事業 花き：フラワーバインダー 畜産：稲わら収穫機械（肥育用肉牛に限る） 各作物共通：新生産技術実証事業等</p> <p>③生産施設整備事業 野菜、花き：簡易ビニールハウス及び付属設備 畜産：電気牧柵 各作物共通：新生産技術実証事業等</p> <p>④流通加工施設整備事業 全作物共通：加工処理施設、機械等</p> <p>⑤農業生産・経営技術習得事業 全作物共通：研修負担金、研修旅費</p> <p>⑥特認事業</p>	<p>① ② ④ ～ ⑦</p>
<p>経営体育成支援事業</p>	<p>地域マスタープランに位置付けられた中心経営体等の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備などハード面を総合的に支援する。</p> <p>(1)事業対象者</p> <p>①地域マスタープランに位置付けられた中心経営体(新規就農者、認定農業者、集落営農組織、経営発展を目指す意欲ある経営体等)</p> <p>(2)補助率</p> <p>①融資主体補助 補助率：3/10 以内 ②被災農業者向け補助 補助率：3/10 以内 ③条件不利地域補助 補助率：1/2（4,000 万円上限）</p>	<p>① ② ④ ～ ⑦</p>
<p>産地パワーアップ事業推進費補助金</p>	<p>水田・畑作・野菜・果樹等の地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系に転換を図るための取り組みに必要な機械のリース導入、施設整備、改植時に必要な経費、生産資材導入等に要する経費を支援する。</p> <p>(1)補助率</p> <p>①施設整備事業、農業機械リース導入、生産資材の導入：1/2 以内 ②果樹等改植にかかわる経費：定額</p>	<p>② ④ ⑤</p>

具体的な取り組み	内 容	区分
農業技術開発センター（南部・北部）機能を活用した農産物の生産・販売システムの構築	良質な作物の安定多収、健全な土作りを行うため実施している土壌分析診断事業による客観的データを蓄積し、栽培指導や販売戦略に結びつけるため経過を踏まえながら継続し、施設を有効活用した農産物の生産・販売システムの構築に向け、農業者及び関係機関・団体との協議を進める。	② ④ ⑤ ⑩
有機肥料センターの有効活用と適正な管理運営	家畜排せつ物の適正な処理を推進し、資源としての循環利用の促進のため、施設の利用率の向上を図る。	⑧
いわて南牛振興協会負担金	振興協会のもとに、生産者、生産者団体、行政が一体となって、肥育牛の統一銘柄「いわて南牛」の銘柄確立に向け、宣伝活動や体制作りを推進する。 ・協会の運営費負担金（生産者、生産者団体、行政が各 80 万円負担）	⑥
繁殖牛生産振興対策事業	経営体質の強い産地の確立に向け、中核的担い手を育成し、地域の繁殖牛生産基盤の構造の確立を図ることを目的とし、繁殖牛の導入経費及び繁殖素牛を自家保留した場合に対して補助金を交付する。 (1)事業実施主体：生産者組織 (2)採択基準：交付対象者は、増頭する者 (3)補助額：①繁殖素牛導入事業 1 頭当たり導入価格の 10%又は 5 万円のいずれか低い額 ②繁殖素牛自家保留事業 1 頭当たり 5 万円	⑥
酪農振興総合対策事業	乳用牛の改良による乳量及び乳成分の向上を促進し、酪農家の経営安定に資することを目的に、次の補助事業を実施する。 (1)事業実施主体：生産者組織 (2)採択基準：交付対象者は、35 頭未満の飼養規模で増頭及び維持を目的とする者 (3)補助額 ①優良乳用牛導入事業 1 頭当たり導入価格の 10%又は 5 万円のいずれか低い額 ②優良受精卵購入事業 1 個当たり購入価格の 1/3 以内又は 10 万円のいずれか低い額 ③優良精液購入事業 1 本当たり購入価格の 1/3 以内の額 ④搾乳施設整備事業 整備費の 1/3 以内の額（上限 50 万円）	⑥
乳用牛群検定事業	優良乳用雌牛の選抜利用と効率的な飼養管理推進を図るため、次の補助事業を実施する。 (1)事業実施主体：磐井地方乳牛改良検定組合 (2)補助額 ①組合助成 定額 ②検定料助成 1 頭当たり検定料金の 1/2 以内	⑥
ブロイラー価格安定対策事業	ブロイラー生産者の経営安定を図るため、鶏肉価格が低落した場合に生産者に対して補填金が交付される事業に対して、次の補助事業を実施する。 (1)事業実施主体…岩手県チキン協同組合 (2)補助対象経費及び補助額 ブロイラー価格安定対策事業積立金（5 円/羽）の 16 分の 1	②

具体的な取り組み	内 容	区分
肥育素牛地域内保留対策事業	地域で生産される子牛の購買誘導を図り、地域内での一貫生産を推進し、価格の向上や肉用牛経営の安定化支援のため、次の補助事業を実施する。 (1)事業実施主体：生産組織 (2)採択基準：肥育素牛の導入又は自家保留 (3)補助額：①肥育素牛導入事業 1頭当たり導入価格の10%又は5万円のいずれか低い額 ②肥育素牛自家保留事業 1頭当たり 25 千円	⑥
乳用牛群総合改良推進事業（県単）	乳用雌牛群の効率的かつ総合的な能力検定を行い、雌牛群の選抜確保、飼養管理の改善を図り、特に産乳能力の向上による生産コストの低減と乳成分の品質向上等を一層推進し、効率的かつ安全的な酪農経営を確立するため、次の補助事業を実施する。 (1)事業実施主体…磐井地方乳牛改良検定組合 (2)補助額 ・乳用牛群検定普及定着化事業 事業費の 42.2%以内	⑥
家畜伝染病予防事業	家畜伝染病予防法に基づき、畜産の振興を図るため、家畜の伝染病の発生予防及び万延防止のための検査を関係機関と連携し実施する。	⑥
市営牧野管理運営事業	優良な家畜の生産と育成を図るため、市内の2つの公共牧場について、指定管理者制度により施設の適正な管理運営を行う。 (1)指定管理者 JAいわて平泉 ①一関牧野 … 夏期放牧、冬期預託 ②室根高原牧野 … 夏期放牧、冬期預託	⑥
しいたけ等特用林産物生産対策事業	良質なシイタケの安定生産のため、シイタケ生産組合が行うほだ木造成に対して補助金を交付する。また、放射性物質による被害を受けたシイタケ農家再生支援のため、市単独でほだ木及び種コマ購入資金に対して補助金を交付する。 (1)事業実施主体…森林組合、生産森林組合、農業協同組合、生産組合 (2)補助率 ①ほだ木の造成 1/2 ②ほだ木購入、種コマ購入 市単独補助 1/2	⑨

(6) 森林の適正管理と利活用

① 森林の適正な保全・管理を図ります。

自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用が容易な生活環境保全森林など、その特性に応じた森林の保全と整備に努めます。

多面的機能を持つ森林を計画的かつ適正に整備し、森林面積が減少しないよう適正な管理を実施します。

② 森林の保全や利活用に努めます。

自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節などの森林が有する公益的機能に対する市民の理解を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。

③ 優良な木材の生産や販売を促進します。

森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐や択伐施業を推進し、優良な木材の生産や販売を促進します。

④ 森林経営計画の推進を図ります。

森林所有者による森林整備を計画的に実行するよう指導するとともに、林業事業者等が取り組む森林経営計画作成を支援します。

【2-(6)】 森林の適正管理に向けた目標							
No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区 分
1	森林面積	多面的機能を持つ森林面積を維持する(民有林)	ha	—	69,586	70,000	①
2	森林整備地域活動支援交付金積算基礎森林面積	森林経営計画を策定し、計画期間内に間伐が予定されている森林の面積又は森林経営計画を策定した全面積のうち人工林の森林面積	ha	1,200	1,916	2,210	②

【2-(6)】 森林の適正管理に向けた具体的な取り組み		
具体的な取り組み	内 容	区分
一関市森林総合整備事業費補助金	民有林の間伐や再造林を促進するため、事業費の一部を助成する。	①
いわて環境の森整備事業	整備が必要な公益林のうち管理が不十分な森林について平成28年度から平成32年度まで整備する。	①
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金の交付を通し、森林経営計画の対象森林を拡大する。	③

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

① 資源エネルギーとしての利活用を推進します。

本市の森林資源の多くが伐期齢に達していることから、地域循環型の資源エネルギーとしての利活用を推進することにより、林業・木材産業の振興や森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。

② 未利用材の活用を図ります。

これまで利用されることのなかった切捨間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を、地域の木質バイオマス資源エネルギーと捉え、その活用に努めます。

③ 林道網整備の促進を図ります。

森林資源の循環利用を促進し、林業の生産性を高めるためには、森林整備を適正に行う必要があることから、林道と作業道を適切に組み合わせた路網整備の促進を図ります。

【2-(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区 分
1	間伐実施面積	公有林整備事業、民有林間伐等促進事業等の実績による	ha	736	529	600	②
2	林道密度	民有林面積における1ha当たりの林道整備延長	m/ha	7.8	7.6	7.8	④

【2-(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用の具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
一関市森林総合整備事業費補助金	民有林の間伐等を促進するため、事業費の一部を助成する。	②
森林・林業・木材産業づくり交付金	未整備森林の解消と森林吸収源対策の推進を図るため、効率的な除間伐等の取り組みに対し支援する。	②
林道開設事業	効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理に必要な林道の整備促進を図る。 (平成28年度実施路線) ・林道岩倉沢線(台帳作成)	③

(8) 森林と市民との関わりの創出

① 森林生態系保護地域の保全を図ります。

森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全に努めます。

② 自然保護・愛護活動の促進を図ります。

自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に子どもたちが親しめる森林を整備するなど、自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。

③ 水源森林保全の促進を図ります。

河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、水源としての役割を担う森林の保全に努めます。

④ 里山自然環境保全の促進を図ります。

里山をはじめとする市街地周辺の身近な自然は、人と自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として貴重であることから、その保全を図ります。

⑤ 市民参加型による森林保全・整備の促進を図ります。

伐採跡地が荒廃しないよう適切な再造林を推進し、森林を若返らせながら、循環する地域資源として森林から生じるさまざまな資源の確保に努め、自然を保護する市民団体や森林愛護少年団などの活動を促進します。

水を蓄え空気を浄化し災害を防止するなど大切な働きをしている森林への理解を進めるため、多くの市民が参加できる育樹祭等のイベントを開催します。

【2-8】 森林と市民との関わりへの創出に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現 状 (H27)	目 標 (H32)	区 分
1	パトロール回数	地域内のパトロールを行う	回 /年	2	4	4	②
2	ボランティア団体数	森林を含む環境保全に関する団体数	団 体	5	4	5	③
3	森林生態系保護地域面積	林野庁が設定した森林生態系保護地域の面積	ha	886	886	886	①
4	森林愛護団体数	森林に親しみ緑化を推進する団体数	団 体	14	10	11	⑤
5	森林保全活動参加者数	市民参加型による森林の保全活動に参加した者（一関地方育樹祭参加者）	人	350	130	250	①

【2-8】 森林と市民との関わりへの創出に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区 分
自然環境保全活動	木竹の伐採制限や人工施設の設置に対する規制を行う。	④
県民参加の森づくり促進事業	森林の適正な管理作業を通してボランティアを養成する。	③
パトロールの実施	定期的な森林パトロールを行う。	②
森林愛護少年団の育成	育樹祭への参加や自主活動への支援を行い愛護少年団等の育成を図る。	⑤
育樹祭の開催	多くの市民が参加できる育樹祭を開催する。	⑤

(9) 体験型観光の振興

① ニューツーリズム等の取り組みの推進を図ります。

いちのせきニューツーリズム協議会と連携した体験型観光をはじめさまざまな体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。

【2-9】 体験型観光の振興に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現 状 (H27)	目 標 (H32)	区 分
1	ニューツーリズム実践件数	いちのせきニューツーリズム協議会農家民泊受入登録数	件	148	138	198	①
2	ニューツーリズム等による交流人口	県教育旅行実績調査	人	910	830	1,310	①

【2-9】 体験型観光の振興に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区 分
ニューツーリズム推進体制整備事業	地域資源や人材の活用を図り、着地型観光やグリーン・ツーリズムの手法による市外からの旅行者受入事業を安定的に実施できる組織の育成を目指す。 ・いちのせきニューツーリズム協議会運営費・活動費補助	①

(10) 骨寺村莊園遺跡の活用

① 景観保全に配慮した農業の振興を図ります。

岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村莊園遺跡を活用した伝統と由緒ある優れた農村景観の保全による観光客の誘致を推進します。

② 骨寺村莊園遺跡の魅力を発信し、受け入れ態勢の充実を図ります。

米の生産調整の特別枠を維持し、骨寺莊園米の生産数量の確保に努めるとともに、世界文化遺産平泉中尊寺の直轄莊園の姿が今に残る、他に類を見ない遺跡であることを内外に発信し、地元の地域づくり推進協議会等、関係機関や団体と連携を図りながら、来客の受け入れ態勢の充実を図ります。

【2-(10) 骨寺村莊園遺跡の活用に向けた目標

No.	指 標	指標の説明	単 位	旧計画目標 (H27)	現状 (H27)	目標 (H32)	区分
1	小区画水田を活用した体験交流会への参加者数	骨寺村莊園遺跡の支援者数の状況を示す指標	人	—	331	500	①
2	骨寺村莊園交流施設利用者数	骨寺村莊園遺跡への来訪者数を示す指標	人	—	28,376	36,500	②

【2-(10) 骨寺村莊園遺跡の活用に向けた具体的な取り組み

具体的な取り組み	内 容	区分
骨寺村莊園遺跡の営農振興対策事業	「骨寺村莊園遺跡」を有する本寺地区において、景観農業振興地域整備計画に基づき、遺跡と共存した魅力ある農村づくりを進めるため、地域の実践活動を支援する。	①